三豊市
政策部田園都市推進課
28.4.28
第97号
受付

様式第１６号（第１２条関係）

平成２８年４月２８日

三豊市長様

申請者　団体又は法人の所在地　三豊市仁尾町仁尾辛３４番地２
団体又は法人の名称　まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名　理事長　西　山　弘　茂　㊞
電話番号　0875-82-5207

まちづくり推進隊仁尾理事長之印

地域内分権推進交付金実績報告書

平成２７年５月１５日付け三政田第１１２号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第１２条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１実績報告額　９，６０４，０６７　円

２添付書類
⑴事業報告書（様式第１７号）
⑵決算監査報告書（様式第１８号）
⑶財産目録（様式第１９号）
⑷貸借対照表（様式第２０号）
⑸収支計算書（様式第２１号）
⑹全役員名簿（様式第２２号）
⑺事業年度末の定款又は規約
⑻その他市長が必要と認める書類

様式第17号（第12条関係）

平成２７年度事業報告書

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

団体又は法人の名称　まちづくり推進隊仁尾

1.事業の成果

自主事業では4部会（安心安全・観光・教育福祉・研修広報調査）がそれぞれの分野で様々な事業を積極的に展開した。

継続して実施している救命講習会をはじめ、小中学校や地域の自主防災組織の防災訓練に参加し、炊出し活動や訓練用機材の貸出等支援し、防災に対する自助・共助の意識向上に努めた。また、観光ガイドブック・マップの発行、蔦島や里山の整備活動により観光客の受け入れ態勢を整えた。屋号の吊り下げ旗制作講習会や人形劇の開催、イルミネーションイベント、バレンタインコンサート等を実施し町民相互の繋がりを深めた。

移譲業務においては、自治会・地区衛生組織の事務局として自治会長・衛生委員と意思疎通を図り円滑に業務を遂行した。また防犯灯管理業務については設置箇所の調査を行い台帳の改訂を進め、業務の効率化を図った。

2.個別事業報告書

【自主事業】

安心安全部会

事業名	安心安全部会の開催		
事業内容	防災・防犯・交通安全・環境整備に関する部会を開催した。		
実施日時	通年（毎月第3火曜実施）		
実施場所	仁尾町老人福祉センター		
参加者・受益者	会員	（延人数	8 人）
役務提供者	会員	（実人数	8 人）
		（延人数	88 人）
	延人数の積算　8人×11回		
決算額	収入額　0 円	支出額	0 円

※会議で用いたお茶等は管理費に含む

事業名	高齢者住宅火災警報器設置支援事業			
事業内容	消防法により義務化されている住宅用火災警報器が多くの住宅に設置されていない実態を踏まえ70歳以上の高齢者のみの世帯住宅に対して１戸あたり１０００円を補助し設置を促進した。			
実施日時	随時			
実施場所	仁尾町			
参加者・受益者	仁尾町民（70歳以上世帯）		（実人数	14 人）
役務提供者	会員・事務局		（実人数	約5 人）
			（延人数	25 人）
	延人数の積算　5人×5回（取付）			
決算額	収入額	65,150 円	支出額	65,150 円
	内訳	消耗品(前年度繰越)　72,850 円	内訳	消耗品(翌年度繰越)　51,150 円
		受取交付金　14,000 円		支払助成金　14,000 円
		実費相当額@1,550×▲14台　▲ 21,700 円		円

事業名	地域避難訓練支援事業				
事業内容	仁尾小学校・仁尾中学校並びに自主防災会が計画する避難訓練に対し機材の調達・運搬・炊出し等の支援を行うとともに、地域住民と合同で訓練に参加した。また、大型訓練用機材の借用や運搬組立に対し謝礼を行った。				
実施日時	家の浦地区 H27年9月6日／曽保地区 H27年9月27日／仁中 H27年10月25日／仁小 H27年11月29日				
実施場所	家の浦集会場・家の浦消防屯所／曽保小学校／仁尾中学校／仁尾小学校				
参加者・受益者	家の浦地区78人／曽保地区240人 仁尾中309人／仁尾小639人			（延人数	1266 人）
役務提供者	会員・防災士資格取得者・事務局			（実人数	10 人）
				（延人数	42 人）
	延人数の積算	9/6…5人、9/27…10人、10/25…10人、11/29…9人、2人×4回			
決算額	収入額	138,451 円	支出額		138,451 円
	内訳	受取交付金 135,839 円	内訳	諸謝金	105,000 円
		受取負担金 2,612 円		水道光熱費	6,480 円
				消耗品費	10,647 円
				賄材料費	15,564 円
				食糧費	760 円

事業名	防災士資格取得支援事業				
事業内容	仁尾町地域防災力強化を目的とし、三豊市が実施する防災士講習を受講し資格を取得した者に対して講習費用を助成した。 また、資格取得者が地域防災訓練等に参加し防災力の向上に努めた。				
実施日時	随時				
実施場所	事務所				
参加者・受益者	仁尾町民			（延人数	6 人）
役務提供者	資格取得者・事務局			（実人数	8 人）
				（延人数	10 人）
	延人数の積算	資格取得者6人、事務局2人×2日			
決算額	収入額	58,000 円	支出額		58,000 円
	内訳	受取交付金 58,000 円	内訳	支払助成金	58,000 円

事業名	防災用品配備事業				
事業内容	大規模災害発生時、避難所が開設された場合、生活環境維持に最低限必要と考えられる器具及び物品を備蓄した。				
実施日時	平成27年3月11日				
実施場所	仁尾小学校				
参加者・受益者	仁尾小6年生･仁尾小教員55人、会員･事務5人			（延人数	60 人）
役務提供者	会員・事務局			（実人数	5 人）
				（延人数	15 人）
	延人数の積算	5名×3回			
決算額	収入額	330,639 円	支出額		330,639 円
	内訳	受取交付金 330,639 円	内訳	消耗品費	330,639 円

事業名	清潔で住み良い地域創り推進事業			
事業内容	ゴミ投棄・ポイ捨て・ペットの糞害等が見受けられる場所を実態調査し、放置ゴミの清掃撤去を行うとともに不法投棄防止看板を設置し清潔で住み良い地域創りの活動を展開した。また、公園・花壇整備等の美化活動として希望者・団体へ花の苗を配布した。			
実施日時	随時（海岸清掃：平成27年6月20日、花配布：平成27年12月1日・平成28年3月23日）			
実施場所	仁尾町			
参加者・受益者	仁尾町民		（延人数	18 人）
役務提供者	会員		（実人数	14 人）
			（延人数	18 人）
	延人数の積算	6/20…8名、12/1…3名、3/23…3名、2人×2回		
決算額	収入額	148,038 円	支出額	148,038 円
	内訳 受取交付金	148,038 円	内訳 消耗品費	148,038 円

【観光部会】

事業名	観光部会の開催			
事業内容	観光の振興に関する部会を開催した。			
実施日時	通年（毎月第3金曜実施）			
実施場所	仁尾町老人福祉センター・仁尾町文化会館			
参加者・受益者	会員		（延人数	7 人）
役務提供者	会員		（実人数	12 人）
			（延人数	約90 人）
	延人数の積算	7人×12回		
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円

※会議で用いたお茶等は管理費に含む

事業名	ガイドブック発行事業			
事業内容	平成26年度に引き続き、町内のおすすめスポットを紹介するガイドブック「仁尾のええもん（うまいもん編）」を作成・発行した。また、観光ガイドマップとして「仁尾むかしさがし」を再発行した。			
実施日時	通年（発行：ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ平成27年9月18日、ｶﾞｲﾄﾞﾏｯﾌﾟ平成28年3月25日）			
実施場所	仁尾町			
参加者・受益者	仁尾町民・来町者			
役務提供者	会員・事務局・関係者		（実人数	20 人）
			（延人数	120 人）
	延人数の積算	20人×6回		
決算額	収入額	626,600 円	支出額	626,600 円
	内訳 受取交付金	626,600 円	内訳 印刷製本費	624,240 円
			旅費交通費	2,220 円
			通信運搬費	140 円

事業名	平石堂を拠点とした地域交流事業
事業内容	レンタルスペース平石堂を月1回借りて、まちづくり推進隊の情報発信及び地域住民との情報交換の場、観光客への案内所とした。また、リース・しめ縄作り、吊下げ旗制作講習会等ミニイベントを開催した。
実施日時	平成27年4月～平成28年3月（毎月1回第2土曜日） リース・しめ縄作り：平成27年12月12日、吊下げ旗制作講習会：平成28年3月13日
実施場所	町内平石堂（境目地区設営）、文化会館1階多目的ホール
参加者・受益者	仁尾町民・来町者・会員
役務提供者	会員　（実人数　12 人） （延人数　100 人） 延人数の積算　5人×12回、ﾘｰｽ･しめ縄作り…19人、吊下げ旗制作講習会…21人

決算額				
収入額	60,814 円		支出額	60,814 円
内訳	受取交付金	54,214 円	内訳	業務委託費 3,000 円
	受取負担金	6,600 円		消耗品費 19,113 円
				食糧費 301 円
				水道光熱費 2,400 円
				地代家賃 36,000 円

事業名	里山・里海整備のための準備・体験事業
事業内容	鷹巣山登山道入り口付近の草刈り作業や里山歩きをしながら頂上までの山道整備を行った。
実施日時	平成28年3月26日
実施場所	仁尾町家の浦（鷹巣山）
参加者・受益者	仁尾町民　（延人数　12 人）
役務提供者	会員・関係者　（実人数　5 人） （延人数　5 人） 延人数の積算　5人

予算額				
収入額	180,460 円		支出額	180,460 円
内訳	受取交付金	180,460 円	内訳	消耗品費 174,420 円
		円		食糧費 1,200 円
				保険料 4,840 円

事業名	蔦島整備（樹木剪定・設備補修）事業
事業内容	蔦島の活性化のため、遊歩道や展望台付近の樹木剪定、設備の補修作業を行い、観光客の受け入れ態勢の整備を図った。会員だけでは作業できない箇所に関してはシルバー人材センターに作業を業務委託した。
実施日時	調査：H27年7/29･8/6･9/27･10/15、作業：H27年10/19･10/25･11/1･H28年3/4･3/5
実施場所	蔦島
参加者・受益者	仁尾町民・来町者
役務提供者	会員・町内有志　（実人数　約30 人） シルバー人材センター　（延人数　15 人） 延人数の積算　調査：2人･3人(内S1)･2人･2人 (S=ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ)　作業：4人(内S3)･3人(内S1)･4人(内S3)･4人(内S3)･4人(内S4)

決算額				
収入額	146,619 円		支出額	146,619 円
内訳	受取交付金	146,619 円	内訳	業務委託費 123,048 円
				消耗品費 10,708 円
				食糧費 1,743 円
				賃借料 4,500 円
				保険料 5,000 円
				支払手数料 1,620 円

事業名	魚料理教室体験事業				
事業内容	仁尾町漁協開催の朝獲れ朝市の見学と、そこで取り扱われる魚の捌き方や調理方法についての料理教室を開催し、仁尾沖で水揚げされる魚介類を町民・観光客へ広くPRし、地域の水産業と関連産業の活性化を図った。				
実施日時	平成27年6月21日				
実施場所	仁尾町漁業協同組合前空地（テント設営）				
参加者・受益者	朝市来場者の内参加希望者・会員			（延人数	180 人）
役務提供者	会員・漁協関係者			（実人数	10 人）
				（延人数	20 人）
	延人数の積算	10人×2回			
決算額	収入額	58,380 円	支出額		58,380 円
	内訳	受取交付金 58,380 円	内訳	業務委託費	8,000 円
		円		消耗品費	2,082 円
		円		食糧費	1,665 円
		円		賄材料費	39,133 円
		円		保険料	7,500 円

教育福祉部会

事業名	教育福祉部会の開催				
事業内容	歴史整理・健全育成・老人福祉に関する部会を開催した。				
実施日時	通年（毎月第3水曜実施）				
実施場所	仁尾町老人福祉センター				
参加者・受益者	会員			（延人数	11 人）
役務提供者	会員			（実人数	11 人）
				（延人数	約130 人）
	延人数の積算	11人×12回			
決算額	収入額	0 円	支出額		0 円

※会議で用いたお茶等は管理費に含む

事業名	仁尾くらしカレンダー発行事業				
事業内容	月ごとの行事予定が把握でき各種団体の連携、また市民の理解と協力・支援を図るよう学校行事・地域のイベント・まちづくり関連事項・ゴミ収集日等を1つにまとめたカレンダーを発行した。				
実施日時	平成27年4月～平成28年3月（毎月1回発行）				
実施場所	事務所				
参加者・受益者	仁尾町民				
役務提供者	関係機関担当者・会員・事務局			（実人数	15 人）
				（延人数	180 人）
	延人数の積算	15人×12回			
決算額	収入額	68,317 円	支出額		68,317 円
	内訳	受取交付金 68,317 円	内訳	印刷製本費	55,208 円
		円		消耗品費	13,109 円

事業名	バス停ベンチ設置事業				
事業内容	コミュニティバス利用の高齢者や子供がバス乗車待ち時に安全安心に利用できるよう、その他ウォーキング途中の休憩等にも利用できるようバス停にベンチの設置を行った。 また、これまでに設置したベンチ5ヵ所のメンテナンスを行った。				
実施日時	随時（設置：南は平成28年3月13日、修繕：平成27年11月3日･10日･17日）				
実施場所	新規取付：町内バス停1ヵ所（南は） 維持管理：町内バス停5ヵ所（門前・千代・仁尾浜・風呂の口・詫間越）				
参加者・受益者	仁尾町民				
役務提供者	会員・事務局		（実人数	3 人）	
			（延人数	12 人）	
	延人数の積算	3人×4日			
決算額	収入額	107,230 円	支出額	107,230 円	
	内訳	受取交付金 107,230 円	内訳	什器備品	47,140 円
				消耗品費	550 円
				修繕費	54,000 円
				保険料	5,000 円
				支払手数料	540 円

事業名	「イキいきバンク」運営事業			
事業内容	子どもや学校などの活動を支援するボランティアをリストアップするとともに、必要に応じて活動の仲立ちをした。			
実施日時	随時			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局		（実人数	2 人）
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円

事業名	すくすく仁尾っ子シアター事業				
事業内容	家庭では体験できない人形劇を一堂に会して鑑賞することにより、親子や友達とのふれあいの場を創出した。また準備などを協働することにより、地域の連帯感を高めた。				
実施日時	平成27年10月18日				
実施場所	仁尾町文化会館				
参加者・受益者	仁尾町民（幼児・園児・小中学生とその保護者）		（延人数	92 人）	
役務提供者	会員・事務局		（実人数	14 人）	
			（延人数	14 人）	
	延人数の積算	会員12人、事務局2人			
決算額	収入額	121,413 円	支出額	121,413 円	
	内訳	受取交付金 121,413 円	内訳	業務委託費	118,000 円
				消耗品費	649 円
				食糧費	1,900 円
				支払手数料	864 円

事業名	バレンタイン・イルミネーション開催				
事業内容	町内でのイベントの少ない冬季に町内全体が参加できる地域の子供たちの学習発表の場を設け、交流の機会を作ることにより町民相互の繋がりを深めた。 またイルミネーションを飾り明るく華やかな演出をすることにより賑わいに寄与した。				
実施日時	平成28年2月13日（イルミネーション点灯：2月13日～27日）				
実施場所	仁尾町				
参加者・受益者	仁尾町民			（延人数	約450 人）
役務提供者	会員・事務局			（実人数	20 人）
				（延人数	約60 人）
	延人数の積算 打合せ会1/19…9人・2/5…9人、設営1/31…11人・2/7…6人、当日2/13…25人、撤去2/28…10人				
決算額	収入額	489,384 円	支出額		489,384 円
	内訳	受取交付金 489,384 円	内訳	業務委託費	75,000 円
				印刷製本費	12,960 円
				車両燃料費	3,659 円
				通信運搬費	840 円
				消耗品費	364,200 円
				食糧費	5,985 円
				賃借料	15,000 円
				保険料	9,160 円
				支払手数料	2,580 円

研修調査広報部会

事業名	広報管理事業				
事業内容	ホームページを通し推進隊の概要や活動を町内外へ発信した。				
実施日時	随時				
実施場所	事務所				
参加者・受益者	仁尾町民				
役務提供者	会員・事務局			（実人数	5 人）
				（延人数	60 人）
	延人数の積算	5人×12回			
決算額	収入額	370,000 円	支出額		370,000 円
	内訳	受取交付金 370,000 円	内訳	業務委託費	370,000 円

事業名	推進隊だより発行事業				
事業内容	まちづくり推進隊仁尾の活動内容や周知事項をまとめた広報紙を発行した。				
実施日時	平成27年4月～年4回発行（平成27年7月・10月・平成28年1月・4月）				
実施場所	事務所				
参加者・受益者	仁尾町民				
役務提供者	会員・事務局			（実人数	5 人）
				（延人数	20 人）
	延人数の積算	5人×4回			
決算額	収入額	43,130 円	支出額		43,130 円
	内訳	受取交付金 43,130 円	内訳	印刷製本費	35,640 円
		円		消耗品費	7,490 円

事業名	会員研修会開催事業				
事業内容	「全国過疎問題シンポジウム2015ｉｎかがわ」に参加 全体会（1日目）：基調講演・ﾊﾟﾈﾙﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝに参加し全国の過疎問題や地方創生へ向けた活動優良事例を学んだ。 分科会（2日目）：東かがわ市と直島で視察研修に参加し、それぞれ地域での取り組みを見学し、全国からの参加者達と意見交換を行った。				
実施日時	全体会･交流会：平成27年10月8日、分科会･現地視察：10月9日				
実施場所	高松アルファあなぶきホール、東かがわ市交流プラザ・直島町総合福祉センター				
参加者・受益者	仁尾町民／会員			（延人数	3 人）
役務提供者	会員・事務局			（実人数	3 人）
				（延人数	3 人）
	延人数の積算				
決算額	収入額	18,202 円	支出額		18,202 円
	内訳 受取交付金	16,042 円	内訳 旅費交通費		15,880 円
	受取負担金	2,160 円	研修費		2,160 円
		円	支払手数料		162 円

事業名	日欧文化交流コンサート開催				
事業内容	日頃鑑賞する機会の少ないクラシック音楽を生演奏で聴いてもらい、町民や将来を担う中学生に本物の芸術に触れ合える機会を提供した。ウィーンを中心に活躍するカルテット楽団を招き、異国文化を学ぶ国際交流の場にもなった。				
実施日時	平成28年2月14日				
実施場所	仁尾町文化会館多目的ホール				
参加者・受益者	仁尾町民／会員			（延人数	142 人）
役務提供者	会員・仁尾中学生・関係者・事務局			（実人数	16 人）
				（延人数	22 人）
	延人数の積算 打合せ会1/13…4人･1/20…4人･当日2/14…14人				
決算額	収入額	150,285 円	支出額		150,285 円
	内訳 受取交付金	73,285 円	内訳 業務委託費		150,000 円
	受取負担金	77,000 円	会議費		285 円

事業名	救急救命講習会開催				
事業内容	三観広域北消防署より講師を招き、救命率向上を目指すことを目的とした町民向け救急救命講習入門講座を開催した。				
実施日時	平成28年1月26日				
実施場所	仁尾町文化会館生涯学習室				
参加者・受益者	仁尾町民			（延人数	23 人）
役務提供者	事務局			（実人数	3 人）
	延人数の積算	会員1人、事務局2人			
決算額	収入額	2,850 円	支出額		2,850 円
	内訳 受取交付金	2,850 円	内訳 食糧費		2,850 円

【移譲業務】

事業名	自治会連合会仁尾支部事務局			
事業内容	総会・役員会の開催、各自治会への連絡・調整等、町内防犯灯調査、視察研修の手配等を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局		（実人数	2 人）
決算額	収入額	245,000 円	支出額	245,000 円
	内訳 受取交付金	245,000 円	内訳 支払助成金	245,000 円

事業名	地区衛生組織連合会仁尾支部　事務局			
事業内容	総会・理事会の開催、地区衛生事業・環境美化事業に対して清掃道具貸出し・補助金支払等業務・父母残土等仮置場管理、地区衛生委員への連絡・調整等、視察研修の手配、ダンボールコンポスト受付、河川愛護活動補助業務を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所・仁尾町			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局		（実人数	2 人）
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円

事業名	防犯灯管理業務			
事業内容	仁尾町内の既存の防犯灯の管球交換及び修繕を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局		（実人数	2 人）
決算額	収入額	559,023 円	支出額	559,023 円
	内訳 受取交付金	559,023 円	内訳 修繕費	559,023 円

事業名	公共施設消耗品補充業務			
事業内容	福祉センター・しおがまの消耗品の補充や軽微な修繕を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局		（実人数	2 人）
決算額	収入額	25,049 円	支出額	25,049 円
	内訳 受取交付金	25,049 円	内訳 消耗品費	20,149 円
			修繕費	4,900 円

事業名	交通安全業務			
事業内容	町民の交通安全意識向上のため、交通安全週間に街頭キャンペーンを実施した。			
実施日時	平成27年5月20日、7月6日、9月30日			
実施場所	事務所／仁尾支所前交差点			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	交通安全関係団体・会員・事務局		（実人数	約30 人）
			（延人数	約100 人）
	延人数の積算	5/20…33人、7/6…30人、9/30…36人		
決算額	収入額	9,595 円	支出額	9,595 円
	内訳 受取交付金	9,595 円	内訳 食糧費	9,595 円

事業名	グリーンパトロール隊業務			
事業内容	広報車・携帯電話・ジャケット・日誌・名簿等の管理、不審者情報の連絡を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局		（実人数	2 人）
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円

事業名	広報仕分け業務			
事業内容	毎月末、自治会別配布物の仕分けを行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局		（実人数	2 人）
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円

【受託業務】

事業名	竜まつり実行委員会からの受託業務
事業内容	竜まつり開催に関する経理業務・庶務を行った。
実施日時	平成27年6月19日～平成28年度総会まで
実施場所	事務所
参加者・受益者	仁尾町民

3　総会・理事会・役員会等の開催状況

会議名	第１回理事会			
開催日時	平成27年4月7日	19時00分～21時00分	出席状況	6人（内監事2人）
審議及び議決内容	平成26年度事業報告及び収支決算報告について 平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)について			

会議名	第2回理事会			
開催日時	平成27年4月13日	19時00分～21時30分	出席状況	7人（内監事2人）
審議及び議決内容	平成27年度新役員について			

会議名	通常総会			
開催日時	平成27年4月28日	19時00分～20時30分	出席状況	28人（委任状14名）
審議及び	平成26年度事業報告及び収支決算報告について			
審議及び議決内容	平成26年度会計監査報告について 役員の選任について 平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)について			

会議名	第1回役員会			
開催日時	平成27年5月28日	19時00分～20時00分	出席状況	8人（内監事2人）
審議及び議決内容	各部会の自主事業経過報告について			

会議名	第３回理事会			
開催日時	平成27年6月18日	19時00分～22時00分	出席状況	11人（内監事2人）
審議及び議決内容	仁尾竜まつり実行委員会からの事務委託について			

会議名	第４回理事会			
開催日時	平成27年8月25日	19時00分～20時30分	出席状況	7人（内監事1人）
審議及び議決内容	会計監査について			

会議名	第５回理事会			
開催日時	平成27年10月27日	19時00分～20時30分	出席状況	9人（内監事1人）
審議及び議決内容	各部会の自主事業経過報告について			

会議名	第6回理事会			
開催日時	平成27年12月1日	19時00分～21時20分	出席状況	9人（内監事1人）
審議及び議決内容	各部会の自主事業経過報告について バレンタインイルミネーションについて バレンタインコンサートについて 印刷及び推進隊だよりについて 救急救命講習について			

会議名	第7回理事会			
開催日時	平成28年2月23日	19時00分～21時00分	出席状況	10人（内監事2人）
審議及び議決内容	各部会の自主事業経過報告について 平成28年度の事業計画及び予算について 活動助成事業について 仁尾竜まつり実行委員会からの業務委託について			

会議名	第２回役員会			
開催日時	平成28年1月27日	19時00分～20時00分	出席状況	9人（内監事2人）
審議及び議決内容	各部会の自主事業経過報告について 平成27年度の予算執行状況について			

会議名	第8回理事会			
開催日時	平成28年3月23日	19時00分～21時40分	出席状況	11人（内監事2人）
審議及び議決内容	各部会の自主事業経過報告について 平成28年度の事業計画及び予算について 活動助成事業について 仁尾竜まつり実行委員会からの業務委託について ＨＰのリニューアル及び更新・管理について			

様式第１８号（第１２条関係）

決算監査報告書

団体又は法人の名称　　まちづくり推進隊仁尾
代　表　者　氏　名　　理事長　西山　弘茂　様

平成 27 年度（平成 27 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計諸帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成 28年 4月 5日

団体又は法人の名称　まちづくり推進隊仁尾

監事　鴨田猛亮　印

監事　藤田京子　印

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成２８年４月２８日

団体又は法人の所在地　　三豊市仁尾町仁尾辛３４番地２
団体又は法人の名称　　まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名　　理事長　西山　弘茂　印

まちづくり推進隊仁尾 理事長之印

決　算　報　告　書

第 4 期

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

まちづくり推進隊仁尾

まちづくり推進隊仁尾理事長之印

香川県三豊市仁尾町仁尾辛３４番地２

貸　借　対　照　表

まちづくり推進隊仁尾
全事業所

［税込］（単位：円）
平成28年 3月31日 現在

資　産　の　部		負　債　の　部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		前受交付金	2,895,933
小口　現金	30,000	預り金（源泉所得税）	16,870
普通　預金	2,884,035	流動負債　計	2,912,803
現金・預金 計	2,914,035	負債合計	2,912,803
（棚卸資産）		正　味　財　産　の　部	
消　耗　品	51,150	【正味財産】	
棚卸資産　計	51,150	前期繰越正味財産額	1,545,851
流動資産合計	2,965,185	当期正味財産増減額	△258,547
【固定資産】		正味財産　計	1,287,304
（有形固定資産）		正味財産合計	1,287,304
構　築　物	939,709		
機械及び装置	122,879		
什器　備品	172,334		
有形固定資産　計	1,234,922		
固定資産合計	1,234,922		
資産合計	4,200,107	負債及び正味財産合計	4,200,107

財　産　目　録

まちづくり推進隊仁尾　　［税込］（単位：円）

全事業所　　平成28年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
（現金・預金）			
小口　現金	30,000		
普通　預金	2,884,035		
現金・預金 計	2,914,035		
（棚卸資産）			
消　耗　品	51,150		
棚卸資産　計	51,150		
流動資産合計		2,965,185	
【固定資産】			
（有形固定資産）			
構　築　物	939,709		
機械及び装置	122,879		
什器　備品	172,334		
有形固定資産　計	1,234,922		
固定資産合計		1,234,922	
資産の部　合計			4,200,107

《負債の部》

【流動負債】			
前受交付金	2,895,933		
預り金（源泉所得税）	16,870		
流動負債　計		2,912,803	
負債の部　合計			2,912,803
正味財産			1,287,304

損益計算書

まちづくり推進隊仁尾　　［税込］（単位：円）

全事業所　　自 平成27年 4月 1日　至 平成28年 3月31日

【経常収益】		
【受取助成金等】		
受取負担金	88,372	
受取交付金	9,604,067	
【事業収益】		
受託事業収益	300,000	
【その他収益】		
受取　利息	505	
経常収益　計		9,992,944
【経常費用】		
【事業費】		
（人件費）		
人件費計	0	
（その他経費）		
業務委託費(事業)	847,048	
諸　謝　金(事業)	105,000	
印刷製本費(事業)	728,048	
旅費交通費(事業)	18,100	
車両燃料費(事業)	3,659	
通信運搬費(事業)	980	
消耗品　費(事業)	1,101,794	
食　糧　費(事業)	25,999	
修　繕　費(事業)	617,923	
水道光熱費(事業)	8,880	
賄材料　費(事業)	54,697	
地代　家賃(事業)	36,000	
賃　借　料(事業)	19,500	
保　険　料(事業)	31,500	
研　修　費(事業)	2,160	
支払手数料(事業)	5,766	
支払助成金	317,000	
その他経費計	3,924,054	
事業費　計		3,924,054
【管理費】		
（人件費）		
給料　手当	4,440,355	
法定福利費	708,544	
人件費計	5,148,899	
（その他経費）		
印刷製本費	80,767	
会　議　費	49,610	
車　両　費	1,400	
車両燃料費	26,103	
通信運搬費	229,136	
消耗品　費	218,405	
水道光熱費	94,100	

損益計算書

まちづくり推進隊仁尾　　［税込］（単位：円）

全事業所　　自 平成27年 4月 1日　至 平成28年 3月31日

減価償却費	284,492	
保　険　料	59,310	
リース　料	85,680	
業務委託料	49,535	
その他経費計	1,178,538	
管理費　計		6,327,437
経常費用　計		10,251,491
当期経常増減額		△258,547
【経常外収益】		
経常外収益　計		0
【経常外費用】		
経常外費用　計		0
税引前当期正味財産増減額		△258,547
当期正味財産増減額		△258,547
前期繰越正味財産額		1,545,851
次期繰越正味財産額		1,287,304

様式第２２号（第１２条関係）

全役員名簿

（平成27年４月１日～平成28年３月３１日）

団体又は法人の名称　　まちづくり推進隊仁尾

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理　事　長	西山　弘茂	仁尾町仁尾丁 506番地２	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無
副理事長	喜田　信吾	仁尾町仁尾戊 761番地	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無
副理事長	森　　一恵	仁尾町仁尾丙 930番地４	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無
理　　事	浅野　隆俊	仁尾町仁尾甲 999番地	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無
理　　事	岡田　龍宗	仁尾町家の浦 306番地１	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無
理　　事	河田　裕二	仁尾町仁尾己 485番地４	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無
理　　事	前川　和子	仁尾町仁尾丁 372番地２	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無
理　　事	吉田　誉範	仁尾町仁尾甲 154番地１	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無
理　　事	渡邉　　究	仁尾町仁尾丙 961番地１	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無
監　　事	鴨田　猛彦	仁尾町仁尾甲 154番地３	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無
監　　事	藤田　京子	仁尾町仁尾丁 1177番地３	平成27年４月１日 ～平成28年３月31日	無

まちづくり推進隊仁尾　規約

第1章　総則

（名称）

第1条　この団体は、まちづくり推進隊仁尾と称する。

（事務所）

第2条　この団体は、主たる事務所を香川県三豊市仁尾町仁尾辛34番地2に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい仁尾町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

（事業）

第4条　この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 地域住民の交流に関する事業

(2) 安全、安心、防災に関する事業

(3) 環境保全に関する事業

(4) 健康及び福祉に関する事業

(5) 自治会活動との連携に関する事業

(6) 公民館活動との連携に関する事業

(7) 関係諸団体との連携に関する事業

(8) その他目的達成のために必要な事業

第3章　会員

（要件）

第5条　この団体の会員は、次の2種とする。

(1) 一般会員　香川県三豊市仁尾町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員　第3条に規定する目的に賛同して入会した、香川県三豊市仁尾町外に在住する個人、又は団体若しくは法人

2　一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

（入会）

第6条　この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び年会費）

第7条　入会金及び年会費は無料とする。

（会員の資格喪失）

第8条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。

(2) 第10条の規定により除名されたとき。
(3) 本人が死亡したとき。
(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。
2　第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市仁尾町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第9条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この規約等に違反したとき。
(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章　役員及び職員

(種類及び定数)

第11条　この団体に次の各号に掲げる役員を置く。
(1) 理事3人以上10人以内
(2) 監事2人以上
2　理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第12条　役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
2　理事及び監事は、総会において選任する。
3　理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
4　監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条　理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
4　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この団体の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しく

は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条　理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　前3項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第15条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条　理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条　この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2　事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3　事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4　前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章　総会

(種別)

第19条　この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条　総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第21条　総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第40条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第44条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

(5) 理事の選任又は解任

(6) 監事の選任又は解任
(7) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

（開催）

第22条　通常総会は、毎年1回開催する。

2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第23条　総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

（議長）

第24条　総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

（定足数）

第25条　総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

（議決）

第26条　総会における議決事項は、第23条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2　総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第27条　各一般会員の表決権は、平等とする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4　前2項の規定により表決した一般会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5　総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 28 条　総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章　理事会

（構成）
第 29 条　理事会は、理事をもって構成する。
2　監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。
（権能）
第 30 条　理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(2) 事業報告及び収支決算
(3) 理事及び監事の職務及び報酬
(4) 事務局の組織及び運営に関する事項
(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
(6) 総会に付議すべき事項
(7) その他運営に関する必要な事項
（開催）
第 31 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第 32 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
4　前項の規定に関わらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）
第33条　理事会の議長は、理事長が行う。
（議決）
第34条　理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第35条　各理事の表決権は、平等とする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
4　前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第36条　理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）
第37条　この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 寄附金品
(3) 財産から生じる収入
(4) 事業に伴う収入
(5) その他の収入
（資産の管理）
第38条　この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第39条　この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。
(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
(2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
（事業計画及び予算）
第40条　この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。
2　前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。
（暫定予算）
第41条　前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（予備費の設定及び使用）
第42条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（予算の追加と更正）
第43条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第44条　この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。
2　会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第45条　この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章　規約の変更及び解散

（規約の変更）
第46条　この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。
（解散）
第47条　この団体は、総会の決議により解散する。
2　前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章　活動の区域

（活動の区域）

第48条　この団体の活動区域は、香川県三豊市仁尾町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章　雑則

（雑則）

第49条　この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

1　この規約は、この団体の成立の日から施行する。

2　この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。

3　この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。

4　この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。

5　この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

6　この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

これは規約に相違ありません。

平成２８年４月２８日

団体又は法人の所在地	三豊市仁尾町仁尾辛３４番地２
団体又は法人の名称	まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名	理事長　西山　弘茂　印

まちづくり推進隊仁尾 理事長之印